

琉球大学学術リポジトリ

沖縄からの化学兵器撤去： 公文書記録に見る日米琉関係

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学国際沖縄研究所 公開日: 2017-12-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 我部, 政明, Gabe, Masaak メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/37386

【研究論文】

沖縄からの化学兵器撤去
—公文書記録に見る日米琉関係—

我部 政明

**The Removal of Chemical Weapons from Okinawa:
Archival Documents on the U.S., Japan, and Ryukyus Tripartite Relationship**

GABE Masaaki

はじめに

沖縄の施政権返還を控えた1971年9月9日、当時の琉球政府行政主席であった屋良朝苗は「沖縄県民ならびに日本国民の関心の的であり、大きな政治課題でありました毒ガス兵器の撤去作業はさる1月以来、第1次、第2次と長期間いわたって実施されましたが、本日ここようやく完了することができました」と声明を出した。そして、「私は、国際法上その使用が禁止され、人道的に断じて許すことのできない毒ガス兵器が沖縄に存在していることを知らされたとき、大きな衝撃を受け、不安と恐怖の念にかられながらも、腹の底から激しい怒り覚え」たことを述べている¹。この兵器の撤去を終えて、屋良は沖縄県民、日本政府、学者専門家への感謝を述べたが、兵器を持ち込みそして撤去した米軍への言及はしなかった。

それに対し、同時に発表された米高等弁務官の声明は「共通の目的を達成するに当って、琉米政府が緊密な協力をしたこと」と「有能な琉米関係者が任務を忠実に遂行し、その専門的な技術を十分発揮したこと」により、撤去作業を終えたと述べ、作業に関わった沖縄と米国の関係者へ感謝を記した²。

この対照的な違いは、統治する側と統治された側の立場の違いだけでなく、国際的に使用が禁止されている化学兵器へのそれぞれの姿勢を浮き彫りしている。

本稿では、米軍が持ち込んだ化学兵器の沖縄からの撤去をめぐる米国政府、日本政府そして沖縄の間で展開した政治過程を通じて、それぞれが抱く利益と行動を明らかにする。その結果、統治された側が統治する側との相互作用のなかでどのような影響力を持てるのかを探ることである。すでに本稿の多くの部分は、かつて研究経費の助成をうけた科学研究の成果報告書において掲載されている³。本稿では、それらに沖縄側にたつてこの撤去作業に関わった当時の行政主席であった屋良朝苗の日記の記述を加えて、日本政府、米軍、沖縄の琉球政府行政主席の3者関係に焦点をあてた分析を行った。それにより、沖縄に存在していた毒ガスという化学兵器の撤去要求をめぐる認識を新たに紹介することで、本稿

でいう日米琉関係のダイナミズムが理解できることになる。

日米琉の3者関係に焦点をあてた研究は、宮里政玄がすでに始めている⁴。宮里以外に戦後沖縄を日本、沖縄、米国の視点から捉える研究は少なく、我部政明の研究⁵があるだけである。なぜ少ないのかというと、学術研究を進める上での事例研究として戦後沖縄を捉える場合に、その根拠となる資料の入手が困難であったことに起因する。米国統治の沖縄に関する研究を進めてきた宮里⁶は、1970年代より公開された米公文書に基づく研究へと発展をして成果をおさめていた⁷。1950年代前半までの公文書の公開以降に、米公文書公開が行われなくなったために、米政府内の公文書に基づく実証的な研究が停滞するようになった。1990年代後半になると、再び米公文書公開が開始され、米外交や軍事戦略に関する実証的な研究に増えるなか、我部政明の研究が行われた⁸。

毒ガスという化学兵器の沖縄からの撤去に触れた著作は多い⁹。当然のこととして、当時の新聞では「毒ガス撤去」として報道され、戦後史を扱った著作で中に登場する出来事の一つであるからである¹⁰。沖縄県立公文書館には屋良日記が保管され公開となっているため、確かに屋良個人に焦点をあてた研究は存在する¹¹。しかし、毒ガス撤去に努力を傾けた屋良を取り上げる研究は、管見する限り、ないと言える。

沖縄にいた当時の米高等弁務官の記録が入手できない時点では、この事象を取り上げるのは不可能と言わざるを得ない。米公文書公開の中に、米陸軍参謀部第4部（作戦）の下にある陸軍戦史センターで収集された米国の沖縄統治、特に沖縄返還に向けた60年代後半から71年までの公文書がまとめて公開されたことにより、米政府が沖縄にどのように関わったのかについて、実証的な研究条件が整ったと言える。そして、2009年以降に日本の外交文書公開が活発化し、2013年10月公開の沖縄関連の文書の中に毒ガス撤去に関する日本政府の公文書が含まれていた。これにより、米政府と日本政府そして琉球政府の屋良の資料が揃うこととなった。

沖縄の戦後をめぐる研究には、確かに、日本政府、米政府、沖縄のアクターとして叙述されてきた。しかし、これら3者間の関係を分析する研究は、先述した研究成果である¹²。毒ガスという化学兵器の撤去をめぐる実証的な研究はなかったと言える。なぜ今こうした研究が可能となったのかは、日米それぞれの公文書公開がもたらした結果であるのは指摘するまでもない。

そもそも化学兵器とは、何だろうか。米統合参謀本部が発行した軍事事典には、化学兵器という用語はなく、化学戦争がある¹³。それによると、化学戦争（chemical warfare）とは、致死的かつ無能力にする弾薬・薬剤を使用し、攻撃作戦にあたり警戒装置、防護装置を装着して行う軍事作戦のすべてを指す。化学戦争で使われるのが、主として化学剤を詰めた化学弾薬（chemical ammunition）である。ここでの化学剤（chemical agent）とは、薬剤のもたらす生理的効果を通じて軍事作戦において人を殺害する、重傷を負わす、あるいは無能力化にすることを意図した化学物質をいう。その場合、暴動鎮圧用剤（riot control agents）、除草剤（枯葉剤）（herbicides）、発煙剤（smoke）、火炎剤（flame）などは含めな

いとされる。

井上尚英『生物兵器と化学兵器』によると、化学兵器の定義やその使用は一定ではないという¹⁴。同書は、国連が発行した『化学・細菌（生物）兵器とその使用の影響』（1969年8月）では「戦争用の化学剤とは、ガス状、液体または固体状であることを問わず、ヒト、動物、植物に対する直接的な毒作用があるために使用されることのある化学物質」だと紹介する。また、英国防省では「化学剤とは、病理学的、生理学的影響を通じて、ヒトを殺すか、高度の障害を与えるか、あるいは無力化するために軍事目的で使用される化学物質」だとされていると紹介する¹⁵。

軍事的には、化学剤を充填した弾薬として使用される兵器を化学兵器と指すと同時に、戦場においても使われる閃光弾や催涙ガスのような暴動鎮圧用剤、敵の潜伏場所発見のための枯葉剤、発煙剤、火炎剤などを排除している。東京での地下鉄サリン事件（1995年）にみられるように、弾薬に充填されていない化学剤をビニール袋で持ち運び、列車の中に散布し、多くの乗客の殺害したことからすれば、殺害目的で使用される化学剤を化学兵器として扱つかうべきかもしれない。また、枯葉剤は土壤汚染を通じて、長期間にわたって引き起こし、その結果として人に健康へ被害をもたらす。枯葉剤も、殺害ないし障害を引き起こす点で兵器と扱うことが可能であろう。

本稿では、軍事的な意味での化学兵器に限定しておきたい。1971年に沖縄から撤去された米陸軍の化学兵器をめぐる政治過程を分析対象とするからである。とりわけ、当時すでに使用禁止とされていた化学兵器の存在が発覚した時点で、関心を集め、また問題視されるのは当然であった。そして欧州を中心にして化学兵器の先制不使用に向けた動きがあり、それに呼応してニクソン政権が進める化学兵器の限定的廃絶への動きが、その政治過程の背景にある。

1. 沖縄の施政権返還と化学兵器

日米間で沖縄の施政権返還が大詰めを迎えたのは、1969年であった。日本本土や沖縄の世論、国際世論の関心は、沖縄に貯蔵・配備されていた核兵器に加えて化学兵器、そしてB-52戦略爆撃機の撤去あるいは維持についてであった。化学兵器の貯蔵が発覚するまで、核兵器の配備とB-52戦略爆撃機のベトナムへの出撃拠点とされたこと自体が、米軍にとって沖縄の軍事重要性を物語るとされていた。施政権返還を進めるにあたり、これら障害とされた2点に加えて秘密にしていた化学兵器の貯蔵が明らかになった以上、沖縄返還の米軍にとってあらたな問題を沈静化しておきたいと考えていた。

1-1 化学兵器開発

当時から、核兵器、化学兵器そして生物兵器をあわせて大量破壊兵器（weapon of mass destruction）と呼ばれ、その扱いは政治的、軍事的にも課題を抱えていた。第1次世界大戦中に化学兵器が戦場へ導入され、これまでの戦争とは異なって長期化し、また民間人を含む多くの犠牲者を生み、生き残った人々の間に化学兵器による後遺症を引き起こしてい

た。その結果、第1次世界大戦後の1925年には「毒ガス等の禁止に関する議定書（1925 Geneva Protocol for the Prohibition of the Use of Asphyxiating, Poisonous, or Other Gases and of Bacteriological Methods of Warfare）」が調印され、1928年に発効した。

1969年当時、80カ国がこの議定書を批准していたにも関わらず、米国や日本は未批准国だった。化学兵器や生物兵器に関する米国の姿勢は、1943年にローズベルト大統領がその兵器の先制不使用と報復力としてその兵器の位置づけ行って以来、変化はなかった。1960年代に入ると、ベトナム戦争の遂行にあたって、デモ鎮圧用催涙ガスをベトナムや米国内での治安維持のために使用し、またベトナムでは敵の索敵のために枯れ葉剤を大量に使用していた。それへの国際世論の批判が高まり、ニクソン政権は発足とともに化学兵器の使用についての公式の態度表明にむけた検討を始めた。検討の結果、1969年11月25日にニクソン大統領声明が出され、この議定書の批准を上院に求めることにした。但し、ここでいう化学兵器に暴動鎮圧剤や除草剤（枯れ葉剤）は含めないとの留保をつけていた。これにより、米国はそれまでベトナムや国内でのこうした化学剤の使用の正当化をめざしたのである。そして、従来の先制不使用とともに、抑止としての報復力を維持するという防衛目的のための化学兵器開発及び実験の必要性を謳っていた¹⁶。

1-2 知花弾薬庫レッド・ハット地区

沖縄に化学兵器が持ち込まれたのは、1963年5月であった。化学兵器を管理したのが、第267化学中隊(267th Chemical Company)¹⁷である。同中隊の前身の第267化学小隊(267th Chemical Platoon (SVC))¹⁸は、1962年11月30日付け編成され、翌12月1日付けで沖縄配備となった。同小隊は将校2名と下士官・兵72名で構成され、知花弾薬庫内に拠点を置いた。同小隊は、1965年11月16日付けで第267化学中隊となり、将校4名と下士官・兵155名へと増員された。

同中隊の組織史(1966年3月26日付け)¹⁹によれば、翌63年5月、64年5月そして65年5月の3度にわたって化学兵器が、知花弾薬庫内のレッド・ハット地区に運び込まれた。これらの輸送作戦は、それぞれYBA、YBB²⁰、YBFとコードネームがつけられていた。同中隊の四半期報告書(1966年7月22日付け)²¹によると、塩素ボンベからガス漏れを含む複数の事故があったと記載されている。また、同中隊の年間報告書(1966年7月22日付け)²²によれば、民間地を通行している際に塩素ボンベが輸送車から落下した事故があったと記載されている。他に事故が起きていたのかは、現時点では確認できていない。

なぜ第267化学中隊(前身の小隊を含む)が沖縄配備されたのかについて、明快な記述のある文書を見つけていないのが現状である。ただ、後述する知花弾薬庫内でガス漏れ報道の直後に作成された米統合参謀本部のメモ「太平洋における化学兵器貯蔵」²³では、この地域つまり太平洋での貯蔵目的は、「主として韓国」での作戦計画の支援のためだと記されている。上述で紹介した組織史によれば、国防省のDOD Project 112の任務が配備当初に与えられていたとの記述がある。

この Project 112 とは、1961 年 1 月に就任したマクナマラ国防長官が米軍の軍事的能力を把握する目的で進められた約 150 のプロジェクトの一つである。この Project 112 の目的は、戦略兵器としての使用および限定戦争への適用に際して化学・生物兵器の潜在性を評価することであった。そのもとで統合参謀本部は、化学・生物兵器の抑止能力、その生産コスト評価、国内的、国際的な政治的反響などの研究の必要性を求めた。各軍の専門家を集めた作業グループが設置され、その一環として、米国内での研究、実験施設での実施の他に、米国外での実験 (extra continental tests) が求められた²⁴。この実験を行う任務を与えられたのが、第 267 化学中隊だとの考えることが出来るかもしれない。

また、1966 年には、沖縄本島北部の大浦湾に新たに化学兵器の弾薬庫の建設計画が準備されていた。その直接的理由が知花弾薬庫では収容できない化学兵器および通常型の弾薬が韓国から運び込まれるためだとされていることから、韓国での米軍の作戦と連動していることが分かる。高等弁務官から太平洋米陸軍司令部宛の文書 (1966 年 9 月 14 日付け)²⁵によれば、1966 年には弾薬庫の増設するために検討が進められていた。それによると、大浦湾を筆頭にして、西表島、ポーロポイント (残波岬周辺)、本部半島 (本部飛行場)、北部地区 (北部訓練場)、屋我地などが挙げられ、その中でも大浦湾が適切だとされていた。しかし、住民の撤去が必要となるため、その政治的判断が鍵とされた。

加えて、米太平洋米陸軍司令部から陸軍省宛の文書 (1966 年 10 月 4 日付け)²⁶によれば、沖縄本島以外の西表島、硫黄島、小笠原諸島、グアム、ハワイなどで弾薬庫の建築工学的検討 (Architect Engineer Study) が進められていた。その弾薬庫は、化学兵器用のためのイグルー (覆土式の弾薬格納庫) 75 棟を収容できる規模とされていた。知花弾薬庫のレッド・ハット地区において、1966 年当時、15678 トンの化学兵器が 52 棟のイグルーに貯蔵されていた。そして、レッド・ハット地区以外の知花弾薬庫には通常型弾薬用のイグルーは、78 棟あった。在韓米第 8 軍の化学兵器の沖縄への移送決定により、その受け入れのための弾薬庫の増設計画が検討された。当初は、知花弾薬庫の拡張により 23 棟のイグルー建設案が登場したが、知花弾薬庫周辺の民間地域の拡大により同案は疑問視された。その代わりに浮上したのが、沖縄本島南部にある南部貯蔵地区 (南部弾薬庫) にすべての化学兵器用弾薬庫の建設案だった。しかし、道路、港湾、飛行場など支援施設がそろっていないために、その案は消えた。

そこで注目されたのが、先に紹介した大浦湾での通常型弾薬のための弾薬庫建設案との抱き合わせ案となった。つまり、大浦湾において、既存の 52 棟分に加え新たに必要となった 23 棟、つまり化学兵器用のイグルー 75 棟を建設し、同時に知花弾薬庫において、化学兵器が移動される結果空く 52 棟と既存の 78 棟とを合わせた 130 棟を通常型弾薬用のイグルーとする計画へと変更された。その利点として、大浦湾に棧橋を建設するとともにキャンブシュワブ沿岸部に建設計画のあった米海兵隊飛行場による弾薬の搬入・搬出に都合がよいとされた。

しかし、通常型弾薬の貯蔵の点から大浦湾での化学兵器用弾薬庫計画は批判を受ける。太平洋米陸軍司令部から陸軍省宛の文書 (1966 年 11 月 1 日付け)²⁷によれば、この計画

では、ベトナム戦争遂行ためのより多くの通常型弾薬を貯蔵できる弾薬庫の必要性を満たすことが出来ず、沖縄だけでなく西表島、硫黄島、小笠原、グアム、ハワイを検討すべきだとされ、これらの候補地の比較検討結果が紹介された。大浦湾が望ましいが、沖縄以外ではグアムが適地だと勧告していた。

これらの提案を受けて、陸軍省の内で検討が進められた。その結果を記す文書（1966年12月22日付け）²⁸によれば、太平洋米陸軍司令部に対し沖縄に代わりグアムが適しているとして検討を進めるようにとの結論が出された。また米太平洋軍司令部に対し、もし大浦湾あるいは沖縄が選ばれるとすれば、沖縄統治において深刻な政治問題を引き起こし、日本との間で困難な事態に直面するだろうから注意を促すべきだと指摘されていた。陸軍省としてはグアムのノースウェスト米空軍基地の使用を勧告するメモランダム（1967年1月3日付け）²⁹が、国防長官へ送付されることになった。その後は、グアムでの弾薬庫建設のための調査が進められた³⁰。大浦湾での弾薬庫建設計画は消えたことになる。

2. ガス漏れ事故

知花弾薬庫内で1969年7月8日、毒ガス漏れが起こり、維持管理作業にあっていた米陸軍兵士23名と米民間人1名が毒ガスを吸って病院に運ばれた。事故発生から10日後の7月18日付け米紙ウォール・ストリート・ジャーナル³¹は、この事件とともに致死性ガスを充填した化学兵器を海外に配備していると報じた³²。当時、ベトナム戦争で枯葉剤を含む化学兵器が実際に使用されていた。化学兵器が沖縄を含む海外米軍基地に配備されていることに加え、実際に事故が発生したことが報じられると、沖縄では毒ガス撤去要求が起った。外務省は、報道から3日後の7月21日、米軍に問い合わせた結果として、日本本土に化学兵器は貯蔵されていないこと、沖縄の化学兵器について米軍は厳重な保安及び保護措置を講じていること、また再発防止に最大限努めていることなどを発表して、事件の波紋拡大を抑えようとした。

事故発生3日後の7月11日、国務省は東京の米大使館に対し事件への問い合わせはまだないが、もしプレスの質問があれば、作業中の事故であり、数名が病院へ運ばれたが、6時間後に任務に戻ったと回答せよとの指示を与えた。漏れた「薬剤」についての問い合わせに対しては、「議論しない」と答えるようにされていた³³。

それから報道直前の7月17日までの間、取材を進めていたウォール・ストリート・ジャーナル紙に対し米政府は高いレベルで「圧力（説得）」をかけて報道を阻止しようとした。しかし、成功せずに記事が紙面を飾った。また、報道前日の7月17日、同紙がワシントンの日本大使館への問い合わせをしたため、外務省も事件を知ることになり、同紙報道後のメディア対策上、外務省は国務省に対し事件情報の提供を要請した。国務省は東京の米大使館、沖縄の高等弁務官に対し指示された以外にコメントを出さないように命じ、この事件の取り扱いを国務省が行うとした³⁴。ここに、米政府の慎重な対応の様子が見て取れる。沖縄に貯蔵されていた化学兵器の種類を公にしないで沖縄や日本本土で高まる不安と撤去要求を抑えようとしたのだが、漏れたガスについての関心が高まるのは当然であった。

2-1 米政府の対応

ウォール・ストリート・ジャーナル紙の報道翌日（7月19日）、東京の米大使館は対応策を検討し、国務省に訓令を求める電報を送った³⁵。もし事故が事実で記事が適切であるとすれば、(1)日本には致死性の高い化学兵器（lethal chemical weapons）を貯蔵していないこと、(2)漏れた化学剤は「神経ガス」ではないこと、(3)米政府は致死性のきわめて高い化学弾薬（highly lethal chemical munitions）を同盟国への通告なしに持ち込むことはないこと、(4)沖縄が返還される時までには神経ガスが撤去されること、などを日本政府へ伝えるとの案であった。

米大使館の案では、特に上記（1）は早急に行われるべきだとされていた。具体的に、同案は以下の3点を指摘していた。（1）マッギー在日米軍司令官（Thomas K. McGehee 米空軍中將）に数種類の暴動鎮圧用ガスが日本に貯蔵されていることを確認した上で、致死性の高い化学兵器は日本に貯蔵していないことを外務省に伝えることは、事件の沈静化に役立つ。（2）致死性のきわめて高い化学弾薬の同盟国への持ち込みには、事前通告を必要とするとの見解は、事前通告をすれば持ち込めるという道が残されているから、米軍の行動を拘束するものではない。（3）原潜の日本寄港に際して条約上の義務がないにも関わらず事前通告を実施してきている前例を挙げて、外務省への通知を促すべきだ。

問題は、沖縄に貯蔵されている化学兵器であった。米大使館の判断では、化学兵器を沖縄に貯蔵し続けることは沖縄返還交渉を進める日米関係を悪化させるばかりでなく、返還後の沖縄での化学兵器貯蔵を日本政府は容認しないだろうと考えられていた。だから、化学兵器の撤去は不可避だ、と考えたのであった。日本政府に対し、秘密を条件（in confidence）で沖縄に貯蔵されている化学兵器の種類を伝え、そして返還時までの撤去を保証する、と米大使館は国務省に進言した。秘密を条件にしても、いずれ日本政府から兵器の撤去が漏れるだろうが、それがタイムリーであれば、事態の沈静化につながる。これらの点を保証していれば、たとえ問題が残ったとしても米国の立場は優位となるのだと力説した。

こうした米大使館の勧告に対し、同じ日の内に国務省から次のよう指示が送られた³⁶。大使館の案をほぼ踏襲する内容となっていたが、新たに加えられた点は次の通りであった。化学弾頭の沖縄貯蔵が1963年と1965年に行われたこと、69年5月の国家安全保障会議の命令に基づいて化学弾薬の全体的配備の見直し検討に入っていること、そして沖縄に貯蔵されている致死性の高い化学兵器の撤去を命じたこと、などを日本側に伝えることにした。撤去時期についてはあいまいにして伝えるが、実際には1年以内を実施する予定であった。

2-2 撤去へ向けて

この結果が、冒頭に紹介した1969年7月21日の外務省発表となった。全国紙を含め6紙が一面で報じ、毒ガス事件に対する日本国内の関心の高さを物語った。しかし、世論

の沈静化の方向ではなく、とりわけ沖縄での不安は高まるばかりであった。現地沖縄で対応するランパート高等弁務官（James B. Lampart 米陸軍中將）は、沖縄での撤去要求が高まるなか、少なくとも屋良朝苗行政主席の求める住民地域への被害を抑えるための強力な措置をとらなければ、高等弁務官の立場は深刻なダメージを受けると判断していた。そしてランパートは、すべての対応措置を取ったことそして事件に沖縄住民は巻き込まれていないこと、などの追加情報を公開する許可を国防長官に求めたのである³⁷。沖縄からの要求は、沖縄に貯蔵されている化学兵器撤去だけでなく、種類や量、そして撤去の時期などの情報公開を含み、返還交渉を進める日米関係へ深刻な影響を与えつつあった。沖縄の高等弁務官や米民政府記録では、これらの化学兵器が RED HAT と呼ばれ、毒ガス事件が RED HAT INCIDENT、撤去作業が RED HAT OPERATION とそれぞれ呼ばれた。

化学兵器撤去を約束するレアード国防長官の声明が、7月22日に発表された。そのなかで、(1)事故の顛末、漏れたのは致死性の高い VX ガスではなく GB ガスであること、(2)事故後の浄化作業が完了したこと、(3)1963年と1965年に沖縄に貯蔵されたこと、(4)海外基地を含む全米軍基地における生物・化学兵器の貯蔵に関する見直しを1969年4月に命じたことなどが明らかにされた。

この国防長官による撤去声明は、事件への日本国内の反応を沈静化へと動かしていた。撤去時期を明確にしない国防省への苛立ちを感じ始めていた国務省は、10月1日、化学兵器の沖縄からの撤去時期を早急に決めるように求めた。これに対し、国防省は撤去を12月から翌1970年春までに実施する旨の11月29日付け電報を国務省に送った。陸軍省はビール同次官が国務省に宛て、沖縄から海上輸送にて米ワシントン州ブレマートンの海軍弾薬庫へ送り、そこから最終地にオレゴン州ウマティラ陸軍貯蔵所まで陸送する計画内容を記す12月1日付け書簡を送った。その結果、国務省が12月2日に撤去時期と移送先を公表した。

この公表を受けて米国内では、ワシントン州やオレゴン州選出の上院議員が化学兵器通過、受け入れ反対の声明を出した。地元での反対運動の高まり、その結果、陸軍省は移送先の再検討を余儀なくされた。沖縄からの化学兵器の撤去は、71年までにずれこむことになる。

沖縄にあっては、屋良主席は「遂に有毒兵器は撤去され県民の要望は実現した」が、「別に嬉しくも感じないのはどうしたことか」と自問する。化学兵器移送よりも、米軍基地での働く沖縄の労働者の解雇問題が屋良主席にとってはより深刻な課題であったからだ³⁸。

3. 移送の実施

国防省は、1970年6月25日までに、太平洋上にある米領のジョンストン島を沖縄からの化学兵器移送先とほぼ決め、調査チームをジョンストン島へ送ることを公表した。この国防省の発表に先立ち、国務省はワシントンの下田武三駐米大使に伝えたが、調査チームの派遣が移送先をジョンストン島とするとは限らないとも言いつけていた。この発表について、国務省と日本政府は、化学兵器移送が前進している証拠だとして期待を抱いた。

この前後に、さまざまな憶測情報が日本のメディアに登場したが、日米両政府はあいまいな回答に終始していた。

このあいまいな回答の背景には、米上院での可決された修正決議にあった。1970年5月31日に米上院は、51対40で沖縄から米国への化学兵器移送に対し財政支出を禁じ、米国外においてこれらの兵器の無毒化ないし廃棄する費用の支出を認める対外軍事売却法 (Foreign Military Sales Act) の修正を可決したのである。焦点は、ここでいう「米国」とは、グアムやジョンストン島のような属領を含むのか、また下院での決議との整合性はどうかになるのかに集まった³⁹。日本のメディアがジョンストン島へ移送だと報じてても、在東京米大使館と外務省は、「ジョンストン島は選択肢の一つ」との回答を繰り返した⁴⁰。

沖縄に貯蔵されていた化学兵器は、米陸軍の管理下にあった。沖縄からの撤去を決定したことを受けて、移送先を探す検討を行っていた。陸軍省から国防副長官に対し、その検討結果と勧告をまとめたメモが1970年6月14日付で送付された⁴¹。それによると、陸軍省はグアムへの移送を行い、ジョンストン島での無毒化施設の建設を待って、必要となればグアムからジョンストン島へ移送することを勧告していた。検討では、グアム、アディク (アラスカ)、ジョンストン島の他に、台湾、サイパン、テニアンなどの太平洋の島々や韓国などが対象とされた。政治的理由、建設費用などの点から、グアム、アディク、ジョンストン島に絞られた。最終的には、先述した対外軍事売却法修正のいう「米国」の範囲外にあると解釈されること、そして既存の弾薬庫を活用することにより最も安い費用だと見積もられたグアムが、沖縄からの移送先に適していると勧告された。そして、ジョンストン島での化学兵器の無毒化による最終処分も、この検討段階において含まれていた。

米政府内でのジョンストン島移設決定が遅れた理由は、沖縄からの化学兵器移送に関連して立法化された法律 (PL 91-121) によって、化学兵器の移動において健康・教育・福祉省の承認が不可欠とされたため、同省の最終判断を待たねばならなかったからだ。また、同法は、国務長官が化学兵器移送を関係国間の国際的取り決めに違反しないと決定がなされない限り、移送費用を支出しないと定めていた。国務省は、米軍の立案した沖縄からの化学兵器移送計画についての安全性を確認する必要な手続きを経て、1970年12月3日、国際的取り決めに何ら違反しないとの判断を下し、移送計画の最終決定となった。国務省のその決定は、翌12月4日には日本政府へ伝えられた。その翌12月5日にマスタードガス150トンの移送が発表された。

米軍による化学兵器移送計画の実施についての説明会が、1970年12月11日に開催され、沖縄側の協力要請が求められた。その時点で、移送開始時期については伏せられていたが、米政府は12月末ないし71年1月を予定していた。琉球政府と米軍の間で移送の実施に向けた準備に終わっている頃の12月20日、コザ市 (現在の沖縄市) で米兵の車両による人身事故の処理をめぐるMPが米兵を立ち去らせようとしたのに端を発し、集まった沖縄の群衆が73台の米人関係車両を焼打する事件が起きた。いわゆるコザ暴動である。また、化学兵器移送の実施計画が発表された11日には、米軍事法廷は糸満町で起きた交通死亡事故の加害者の米兵に対し無罪判決を下していた。さらに、米軍は12月

21、国頭村にある北部訓練場の実弾射撃訓練の実施を公表した。

70年に入り、ベトナムからの撤兵により沖縄に戻される米軍部隊が増大するにつれ、続発する米兵犯罪に対する沖縄の人々の怒りや米軍への不信が高まっていた。そうした中で化学兵器移送であった。

4. 日米琉関係

化学兵器移送についての琉球政府の立場は、移送計画が発表された直後の1970年12月7日に「米政府ならびに日本政府の全責任において沖縄県民の声明・健康及び財産にいささかも被害を与えることなく措置することを両政府に要求する」と明言していた⁴²。

ランパート高等弁務官は、翌1971年1月1日、化学兵器移送日程を1月11日だと明らかにした。それを受けて琉球政府の屋良朝苗行政主席は、1月6日、ランパートに対し安全基準の明確化、移送10日前の事前通告、移送時の緊急事態への対処措置、住民地域を迂回する別ルートの検討、陸上だけでなく海上での移送における安全措置、化学兵器の全量、種類の情報開示、日本側からの専門官の立ち会い、広報の周知徹底、移送に伴う全費用の米側負担などの要求をおこなった。また、化学兵器移送ルートとされた地元市町村(美里村、石川市、具志川市)の首長、議会、ルート沿線の住民にくわえ労働組合や復帰協議会などが、住民地域を通過する計画に反対をしていた。化学兵器の早期撤去を求めつつも、移送ルート沿線住民の安心と安全の確保が琉球政府に求められることになった。

琉球政府の最大の懸念は、移送ルート沿線住民の避難措置であった。米軍は、一貫して移送の安全を強調すると同時に避難の必要性を認めなかった。この移送の実施についての琉球政府の総括文書が、移送完了後の2月5日付けで作成されている⁴³。それによると、琉球政府は化学兵器移送が米本土で行われるときに輸送経路から最小半径8キロ最大48キロ以内の住民避難が行われることを米軍に提示したが、移送は安全だとの回答があったのみであった。また、沿線住民への防毒マスク配布の必要性の有無についての琉球政府の質問に対し、米側は必要なしとの回答だが、移送に従事する者や報道関係者へは万々に備えて防毒マスクを配布するとの説明であったという。同文書は、こうした米軍の態度は移送計画全体について住民を納得させるものではなく、むしろ不信を高めたと記している。

屋良主席は、1月6日午後2時30分に、9日午前10時から2時間にわたり、ランパート高等弁務官に会って移送体制について話し合い、そのなかで琉球政府の招聘する専門家調査団を基地内点検に同行させるよう依頼し、ランパートの了解を得た。また、屋良はランパートに、予定の11日に移送は困難との見通しのため延期を申し入れるかもしれないと伝えていた⁴⁴。6日以降10日まで、屋良主席は移送道路周辺の住民や移送反対の人々の説得を試み、記者会見を通じて安全性を説いていた。しかし、事態は悪化するばかりであった⁴⁵。

1月10日午後10時から翌午前0時30分(屋良によれば、午前1時30分⁴⁶)という)に及んだランパート高等弁務官との会談において、移送実施の48時間の延期を申し入れた⁴⁷。そこに、高瀬侍郎・沖縄復帰準備委員会日本政府代表が同席していた⁴⁸。また、移

送計画と実施に責任者であるヘイズ少将・米陸軍第2兵站コマンド司令官も同席した。屋良の申し入れは、移送実施の10時間前のことであった。屋良の申し入れを受けてランパートは、午前2時に陸軍省に延期許可を求め、了承を受けた。屋良は、民間地域を通過する輸送トラックの阻止行動を辞さない住民たちを説得するために時間が必要だと説明した。この日を屋良は「悲痛な一日」であり「就任以来の最大のピンチ」⁴⁹だと記している。

この猶予の二日間で、屋良はどうか住民説得を遂げ、阻止行動を取りやめてもらうこととなった。屋良にとって「煩惱の日」の続く「いばらの勤務」⁵⁰が終わっても、民間地域を通過する移送計画への住民の不安感は払拭できなかった。屋良が住民説得に際しては強調したことは、住民の安心・安全の確保であった。具体的には、民間地域の通過をしないことつまり第1次移送と異なる移送ルートの探すこととなる。最初となった1月13日の第1次移送は事故も起こさず、被害も出さずに完了した。途中で化学兵器を運び出す予定のトレーラーが1台少ないため、屋良主席の指示で琉球政府の副主席と専門家調査団で、天願棧橋にて荷積み点を点検する一幕があった。屋良は、その経過を現場で見ていた外務省の千葉課長・北米一課が屋良にぶつけた態度に憤慨している。屋良は、「沖縄の我々のように確認すべきことは要求すべき」であるのに対し、米側の説明を鵜呑みする対米交渉者を「けしからん態度」だと批判した。

翌1月14日、沖縄にあったとされる13,000トンのうち150トンの化学兵器を積載した米軍弾薬輸送船は天願棧橋を出港した。

4-1 米国の思惑

沖縄統治の責任者であるランパート高等弁務官にとって、琉球政府の協力を得ないまま化学兵器移送を強行することにより生じる政治的、社会的混雑を回避しなければならなかった。1971年1月10日の屋良主席の申し入れ以前の段階において、屋良の住民説得が失敗した場合を想定していた。ランパートの陸軍省宛の電報は、「1月12日18時」時点で作成された移送延期決断までの経緯とその判断を記している⁵¹。それによれば、移送実施への屋良の了解をえられないときには、ある一定期間を待機する予定としていた。なぜならば、化学兵器撤去の目的が沖縄での緊張を和らげるためである以上、兵士を動員して移送を強行したときに生じるさらなる緊張は、目的に反すると判断していたからだ。そのため、屋良の求める輸送の新ルートの可能性を探索することに「好意的 (sympathetically) に」対応すべきだと考えていた。そして、在東京の米大使館との協議のなかで、もし新ルートの建設が必要となれば日本政府にその負担を求める努力を払うべきだとの案が浮上してきた。

ワシントンにおいて、国防省は議会の了解を得てジョンストン島での貯蔵施設建設を進める発表を準備していた。陸軍省では、沖縄からの移送の完了(1971年5月15日が予定日とされていた)日程をその発表に盛り込むのかどうかの検討が行われた。その結果、早期完了の日程を盛り込むことにより、輸送新ルートの建設への圧力をかわせると判断をしていた⁵²。1971年1月21日、ランパートは陸軍省に対し、ジョンストン島での受け

入れ施設が5月15日完成となれば、沖縄からの化学兵器船積みが5月22日そして最終の積が7月1日となると想定し、それまでの間に新ルート建設は可能だと判断していた。しかし、第1次移送時の輸送ルートについて安全であるとの立場を取っている以上、新ルート検討は秘密としなければならなかった。そして、新ルートの建設費の他に、基地外で必要となる土地取得の二点が条件となると報告していた⁵³。

ランパート高等弁務官は1971年1月18日に山中貞則・総理府総務長官との会談で、新ルート建設についての検討の必要性を述べた。翌1月19日に山中が、新ルート建設費の半分を日本で負担することを明らかにしたため、建前上従来のルートを主張する米側に混乱を起し、琉球政府では新ルートの実現性に期待が高まった。ランパートは1月25日に高瀬代表に会い、新ルート建設に向けた日本政府の協力を要請した。ランパートは高瀬に対し、新ルートの基地外での土地取得を琉球政府が行うこと、建設費用について米側には準備がないことを強調した。ランパートと高瀬は、いわば琉球政府の行動如何によって残りの化学兵器の移送実施が決まる、との見通しを持っていた。琉球政府の立場は米軍が持ち込んだ化学兵器は米軍が撤去する全責任を負わなければならないとしていたから、ランパートも高瀬も琉球政府は土地取得への協力はおろか、日本政府に対し建設費負担を要請しない可能性があるかと判断していた。

とはいえ、米側では建設費用の捻出できるのかどうかについて内部検討を進めていた⁵⁴。と同時に、新ルート探索のために立ち上げた米軍工兵隊と琉球政府との合同技術委員会では、複数の提案とそれぞれの建設費見積もりが出来上がっていた。米側にとってもっとも望ましい新ルートは、他の案に比べて費用が安く、20万ドルと見積もられていた。米側の内部検討では、この20万ドルを米民政府の一般資金(General Fund)から捻出することができると判断していた。全額を米側が負担するのか一部の琉球政府負担の案も検討され、今後の交渉次第で提案することとされた。ランパート高等弁務官は、こうした譲歩を琉球政府に行っても化学兵器の撤去を早期に行うことで、ジョンストン島での施設建設費を認めた議会に対して陸軍省の利益を守り、また沖縄での政治的安定を取り戻せることで米国の利益となると正当化した。ランパートは、2月17日、陸軍省に対し第1次移送で使用したルートの変更と、新ルートの建設費全額を日本政府へ求める権限を求めた。もし日本政府が建設費負担を拒否した場合に備えて、同建設費を米民政府の一般資金から充てる権限もあわせて求めた⁵⁵。陸軍省はすぐに回答を寄せ、20万ドルの道路は「最高の買い物」だとし、ランパートが沖縄での高瀬を通じて交渉を希望しないのであれば、東京の米大使館を通じて行き最善の結果を生むであろうと述べた。ここで、化学兵器の移送をめぐる米側の対琉球政府の方針が決まった⁵⁶。

4-2 日本の関与

屋良主席は、1971年1月22日の与党連絡会議にて、化学兵器移送の新ルートについての検討状況を報告した。ただ、問題は新ルートに伴う費用であった。屋良は、2月8日に総理府を訪ね山中総務長官に対し、沖縄での軍雇用者の大量解雇での補償を要請する中、

移送新ルートについて要望を述べた。山中は、新ルートの実現に協力すると答えただけだった⁵⁷。山中も福田外務大臣も、日本政府が米側に対し、沖縄の新ルート建設要望を伝えるとは言及しないままであった⁵⁸。

ランパート高等弁務官は、琉球政府からの提案をもとにして第2回以降の移送を早めに完了したいと考えていた。琉球政府が検討していた複数の新ルートの現場視察が、ヘイズ少将の案内で2月18日に実現した。屋良主席以下、琉球政府の関係局長や関連の市町村長や議員らが参加した。嘉手納弾薬庫に初めて入った屋良は、「どうしてこんな無駄な事が為されねばならぬのか不思議な事だ」「尤も戦争という悲劇を生み出す準備の施設、態勢であるから、これが人間の福祉の観点から意義が或るはずはない」、「全くの無駄のまた無駄のことばかり」と感想を記している⁵⁹。

ランパート高等弁務官は、2月23日、高瀬代表に対して日本政府の建設費負担を打診した。具体的に、新ルート変更の必要性、望ましい新ルートそして屋良主席の了解を得る手順などの説明を行い、日本政府の関与を求めた。東京では、米大使館と外務省との間で建設費負担が話し合われ、米側は沖縄の要望を満たすための道路建設であって日本側の関与を積極的に促しているのではないとの説明を行っている。米側が圧力をかけて費用負担を求めていることを強調することによって、沖縄返還交渉における費用負担交渉において、道路建設費用負担を取引材料に使わせないためだったと考えられる。

次に、ランパート高等弁務官は屋良の誘導・説得へと移る。2月26日にランパート、屋良、高瀬の三者会談が開かれ、それは数時間に及んだ⁶⁰。ランパートの目的は、ジョンストン島での施設完成後に化学兵器が搬入される日程内に収まる新ルートの建設を屋良に認めさせることだった。琉球政府内での検討では、民間地域を殆ど通過しない点で、嘉手納基地内から西海岸へ抜けるルートが最有力視されていた。時間と費用と点でランパートは難色を示し、20万ドルの建設費で可能となるルートへと誘導した。米側の記録によれば⁶¹、屋良は、ルートについては米側の案に譲歩しようとしたが、早期撤去を要望する点から琉球政府の態度を3月10日あたり（屋良の日記には、「沖縄側の取り組みの経過を話し、近々の中に話をまとめて弁務官と話し合いたいと約束する」とある⁶²）に決断すると述べた。ランパートも早期撤去を強調したが、ジョンストン島への移送実施を可能とするためには3月中に道路建設を始めたかったからであった。

屋良主席にとっての課題は、新ルートをめぐってであった。住民が化学兵器の民間地域通過に反対していることは、新ルートが住民たちの納得のいくものでなければならぬと、屋良は考えていた。そのため、琉球政府が新ルートを決定するのではなく提案するまでであり、立法院や地元議会で決定すべきだと考えた。ましてや、米側が決めたルートを琉球政府が承諾することはできないとの立場であった。立法院軍関係特別委員会は、3月12日に全会一致で米側が望ましいとしていたルートを新ルートに選定し、それに伴う道路建設を米側に求める決議を行った。

屋良主席にとっての次の課題は、化学兵器移送に伴う費用であった。屋良は、化学兵器の撤去にかかるすべての費用は米軍が負担すべきとの立場を取っていた。そのすべて費用

には、道路建設費、住民避難のための経費、避難による補償など予定される第2次移送に伴うだけでなく、完了した第1次移送にも要したこれらの費用が含まれていた。何よりも、米軍の持ち込んだ兵器の撤去に沖縄の人が一切の被害を受けるべきではない、との考えに基づいていた。そのため、屋良はランパートの前では日本政府の関与について言及することはなかった。たとえば、屋良は、ワシントン州では住民の安全のために化学兵器の輸送の際に一定の範囲で避難が行われるのに対し、沖縄では避難の必要性がないとするのは理解できないと述べた。ランパートは「兵器はここ（沖縄）に有り、沖縄の人々が撤去を望むからだ」と答えた。屋良は沖縄でも米国と同様に避難が行われ、その補償がなされるべきだと主張するのに対し、ランパートは持ち込んだ米軍自らの責任は問わずに、沖縄の人々が化学兵器の撤去を求める以上、その相応の負担はあってもよいとの論理だった。

屋良は、3月22日、ランパートとの会合にて道路建設費の米側負担をもとめた。ランパートは、沖縄からの化学兵器撤去のためにジョンストン島で施設建設費を米側が負担したこと以上の負担は困難だと答え、道路建設費を日本政府に対し肩代わり要請していると説明した⁶³。

高瀬にとって、日本政府が建設費の肩代わりをするのは沖縄からの要望だからだという論理がないと、米側の立場に立って住民に圧力をかけているとみられてしまうことを危惧していた。米側が希望する新ルートでは、第1次移送時に比べる民間地域の通過箇所は減ったけれども、第1次移送時と同様に通過する地域の住民やその所在市からの不満が消えなかった。高瀬はランパートに対し、これらの石川市と具志川市に対する措置として、石川ビーチの返還や公共的建造物建設の財政支援をほのめかして、通過の承諾を得ることを提案していた⁶⁴。高瀬は、4月22日、ランパートに会って、屋良から日本政府へ道路建設費負担を要望させるためにシナリオを提示して、道路建設を実施へ移すように提案した⁶⁵。日米の協力の結果、屋良はそのシナリオに沿って最終的に、日本政府に対し費用負担を要請することになる。

おわりに

これまで詳述してきたことから、米軍が沖縄の基地を自由に使い、それを日本政府が巧妙に支援していることが分かる。統治される側が弱者となることではなく、統治の正当性そのものが問われるとき、統治する側が統治される側を取り込もうとするのである。この化学兵器撤去をめぐる米国と沖縄の間では、米本土とは異なる扱いをする米軍の姿勢には、沖縄は米国の植民地だという認識が裏打ちされていたのだろうと考えられる。その点ではグアムに対する姿勢も同様だろう。

なぜ化学兵器が沖縄から撤去されたのか。化学兵器への国際世論の嫌悪感や非人道性があったから、米軍は秘密裏に沖縄に持ち込み、貯蔵の事実が事故によって明らかとなったからすぐに撤去しなければなかった。たとえ、沖縄で貯蔵の事実を示すような事故があっても、米軍はそれを打ち消しに努めたであろうことも容易に想像できる。そして、日米両政府は当時、沖縄の施政権返還という日米関係における基盤である安全保障関係の再構築と

いう政治的課題に抱えていた。その実現に障害となりかねない沖縄での化学兵器貯蔵の影響を最小限に抑えるために、その兵器の撤去を決めたのであった。本稿で指摘したように、化学兵器撤去の移送ルートとなる道路建設費をめぐる米国の態度は返還交渉と切り離しを求め続けていた。つまり、返還協定において最大限の財政的利益を得るために、化学兵器撤去では日本への要求を控えめにしたのである。日本政府は、とりわけ高瀬代表は、そうした米側の事情を理解し、米側を支援することが自らの役目だと規定していたのである。最後に、日米両政府の抱く沖縄への蔑視感が、屋良の苦悩を深めていたのである。屋良は公平と正義に基づく論理でもってしても、沖縄の人々を彼らと同じ「人間」として見ていない日米両政府への不信と同時に、日米両政府からの同意と支持を獲得しなければならない沖縄の現実を感じていていたのだろう。

注

- ¹ 「毒ガス撤去完了の声明」（1971（昭和46）年9月9日）、南方同胞援護会編『追補版・沖縄問題基本資料集』（南方同胞援護会、1972年）635頁。
- ² 「レッド・ハット作戦の完了に際して発表されたランバート高等弁務官のステートメント」（1971年9月10日）、「沖縄（準備委）」見出し、『毒ガス撤去—第2次移送（5）』（2001-02726）、外務省記録（2013年10月30日公開）。
- ³ 科学基盤研究（B）藤田陽子代表、2014-2016『米軍基地による環境変化が与える自然および社会への影響に関する複合的研究（24310032）』報告書、2015年3月発行。
(<http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/handle/123456789/32134>にて入手可能)。
- ⁴ 宮里政玄『日米関係と沖縄：1945-1972』（岩波書店、2000年）。
- ⁵ 我部政明『日米関係のなかの沖縄』（三一書房、1996年）。
- ⁶ 宮里政玄『アメリカの沖縄統治』（岩波書店、1965年）。
- ⁷ 宮里政玄『アメリカの対外政策決定過程』（三一書房、1981年）。
- ⁸ 我部政明『沖縄返還とは何だったのか』（日本放送協会出版、2000年）。
- ⁹ 新崎盛暉の沖縄戦後史に関する一連の著作の中で、中野好夫との共著『沖縄戦後史』（岩波書店、1976年）『戦後沖縄史』（日本評論社、1976年）などにて紹介されている。
- ¹⁰ 琉球新報社編『一条の光—屋良朝苗日記（上）』（琉球新報社、2015年）、屋良朝苗『激動八年—屋良朝苗改装録』（沖縄タイムス社、1985年）、屋良朝苗『屋良朝苗回顧録』（朝日新聞社、1977年）などの屋良朝苗個人史に関わる著作がある。
- ¹¹ 小松寛『日本復帰と復帰—戦後沖縄ナショナリズムの展開』（早稲田大学出版部、2015年）。
- ¹² 日米琉の3者関係を理解するための論考として、我部政明「米軍基地問題とは何か」『世界』（751号、2006年4月）p.104-p.111がある。
- ¹³ U. S. Joint Chiefs of Staff, *Department of Defense Dictionary of Military and Associated Terms* (23 March 1994, JOINT PUB 1-02), (U. S. Governmental Printing Office, 1994)
- ¹⁴ 井上尚英『生物兵器と化学兵器—種類・威力・防御法』（中央公論社、2003年）。

¹⁵ 国際法の理解でいうと、化学兵器とは化学兵器禁止条約（1993年調印、1997年効力発生）の第2条において詳しく規定されている。同上『生物兵器と化学兵器』（7頁-9頁）が、その条項をコンパクトかつポイントを抑えて紹介している。それによると、以下の通りである。

1 「化学兵器」とは、次のものをあわせてもの、または次のものを個別にいう。

(a) 毒性化学物質および前駆物質。

(b) 弾薬類および装置であって、その使用の結果放出されることになる(a)に規定する毒性化学物質の毒性によって、死その他の害を引き起こすように特別に設計されたもの。

(c) (b)に規定する弾薬類および装置の使用に直接関連して特別に設計された装置。

2 「毒性化学物質」とは、生命活動に対する化学作用により、ヒトまたは動物に対し、死、一時的に機能を著しく害する状態または恒久的な害を引き起こしうる化学物質をいう。

3 「前駆物質」とは、毒性化学物質の生産のいずれかの段階で関与する化学反応体をいうものとし、二成分または多成分の化学系の必須成分をいう。

4 「二成分または多成分の化学系の必須成分」とは、最終生成物の毒性を決定するうえで最も重要な役割を果たし、かつ、二成分または多成分の化学系の中で他の化学物質と速やかに反応する前駆物質をいう。

¹⁶ US National Security Council, “Report to the National Security Council: US Policy on Chemical and Biological Warfare and Agents” (November 10, 1969), “Draft NSDM on CBW (November 17, 1969)”, 参考資料 1。以下の米国務省 website, <http://foia.state.gov/Search/Search.aspx>, にて” chemical weapon” と検索すれば、アクセスできる。

以下の関連文書がある。

1) To: DEPUTY SECRETAR, From: LORD, WINSTON, Message# 7413129, “DEPARTMENT OF STATE POSITION ON NSSM 192, US CHEMICAL WEAPONS POSTURE”, Date: 07-16-1974, Document Type: MEMORANDUM, Length: 9 pp.

2) To: DEPUTY SECRETARY, From: LORD, WINSTON, Message# 7413128, “DEPARTMENT OF STATE POSITION ON NSSM 192, US CHEMICAL WEAPONS POSTURE”, Date: 07-16-1974, Document Type: MEMORANDUM, Length: 9 pp.

3) “ANNUAL REVIEW OF UNITED STATES CHEMICAL WARFARE AND BIOLOGICAL RESEARCH PROGRAMS “, Date: 11-01-1970, Document Type: REPORT, Length: 74 pp.

4) To: STATE From: SPIERS, R L., “NATIONAL SECURITY DECISION”, Date: 11-17-1969, Document Type: DRAFT, Length: 5 pp.

5) To: NATIONAL SECURITY COUNCIL, Message# 17558, “US POLICY ON CHEMICAL AND BIOLOGICAL WARFARE AND AGENTS”, Date: 11-10-1969, Document Type: REPORT, Length: 54 pp.

6) To: NATIONAL SECURITY COUNCIL, Message# 15917, “US POLICY ON CHEMICAL

AND BIOLOGICAL WARFARE AND AGENTS” , Date: 10-15-1969, Document Type: REPORT, Length: 48 pp.

当時の沖縄に貯蔵されていた「化学兵器」の種類、量が、これらの文書から伺える。

ガス装填弾薬(トン)

	米本土	沖縄	ドイツ	合計	
HD/HT(マスタートード)	3428	228	0	3656	11%
GB	4243	987	314	5544	17%
VX	2453	214	174	2841	9%
計	10124(31%)	1429(4%)	488(2%)	12041	37%

保管用貯蔵(トン)

	米本土	沖縄	ドイツ	合計	
HD/HT(マスタートード)	12743	59	0	12802	39%
GB	6311	47	0	6358	19%
VX	1753	50	0	1803	5%
計	20807(63%)	156(1/2%)	0(0%)	20963	63%

出典：“ANNUAL REVIEW OF UNITED STATES CHEMICAL WARFARE AND BIOLOGICAL RESEARCH PROGRAMS“(November 10, 1970), p.8.

米軍の化学兵器の大半は米本土にあったが、海外基地ではそれぞれ沖縄に4.5%、ドイツに2%に貯蔵されていた。これらの文書では、GBガスとVXガスなどの神経ガスを致死性の高い兵器と分類している。ウォール・ストリート・ジャーナル紙が報じたVXガスは間違いだとして、漏れたのは致死性の高いガスではないと米政府が発表した。国防長官声明において沖縄で漏れたのはGBガスだと確認されたが、致死性の高い兵器という点では、VXもGBも同様であった。

最終的に1万4000トンの化学兵器が沖縄から撤去されたが、上記の表では沖縄に1585トン(ガス装填弾薬1429トンと保管用貯蔵156トン)でしかない。何故そうなのか、現時点では分からない。

¹⁷ “267 Chemical Co., Unit History”, Box 330, Classified Organizational History Files, RG 550: Record of United State Army, Pacific, National Archives.

- ¹⁸ 第 269 化学分遣隊(269th Chemical Detachment)が、1960 年 5 月 10 日に沖縄で編成され、1963 年 6 月 23 日に解体となった。将校 1 名と下士官 10 名の構成だった。
- ¹⁹ Hq. 267th Chemical Company, “Organizational History – 267 Chemical Company”, 26 March 1966, 参考資料 2。
- ²⁰ この資料に拠れば、YBB 輸送作戦の開始は、1963 年 10 月と記されている。William R. Brankowiz, Chemical Movement – History Compilation (27 April 1987) , Office of the Program Manager for Chemical Munitions (Demilitarization and Binary)(Provisional), Aberdeen Proving Ground, Maryland 21010-5401, p.1963-3. 参考資料 3。
- ²¹ “Quarterly Historical Summary (22 July 1966), 同上の “267 Chemical Co., Unit History” に所収。
- ²² “Annual Historical Summary (22 July 1966), 同上の “267 Chemical Co., Unit History” に所収。
- ²³ “CBW Stockades in the Pacific (1669/07/00)”, No.1091, Japan and United States: Diplomatic, Security and Economic Relations, 1960-1976, National Security Archive.
- ²⁴ U. S. Army Chemical Corps Historical Office, Summary of Major Events and Problems: United State Army Chemical Corps, Fiscal Years 1961-1962, June 1962, pp8-15.
- ²⁵ DA IN 537632 (14 Sep 66), “Political Implications Re Land Acquisition, Oura Wan, Okinawa”, Folder of RED HAT Operation, Box 22; History of the Civil Administration of the Ryukyu Islands; RG 319, National Archives (同フォルダーを、以下、RG319 と略す)。
- ²⁶ DA IN 564609(4 Oct 66), “Storage of Classified Ammunition – PACOM”, folder of 1602-16 Red Hat, Governmental Affairs Branch, Ryukyu Affairs Division DAMO-IA, RG319, Mandatory Review. 参考資料 4 (柳原みどり氏より提供を受けた)。
- ²⁷ DA IN 605189 (1 Nov 66), “Ammo Storage Facilities – Okinawa Ku”, Folder of RED HAT Operation, RG 319.
- ²⁸ “Memorandum for Mr. Holt, Subject: Status of Additional Storage Facilities (22 December 1966)”, Folder of RED HAT Operation, RG 319.
- ²⁹ “Memorandum for Mr. McGiffert, Subject: Ammunition Storage in Western Pacific (3 January 1967)”, Folder of RED HAT Operation, RG 319.
- ³⁰ DA IN 76011(19 Feb 67), “Northwest AFB Guam”, DA IN 82186(24 Feb 67), “Ammo Storage Facilities – Okinawa”, Folder of RED HAT Operation, RG 319.
- ³¹ 参考資料 5。
- ³² State 119195 (18 July 1969), DEF 15 RYU IS, Central Foreign Policy Files, RG 59, National Archives. 米外交文書は、『アメリカ合衆国対日政策文書集成—日本外交防衛問題』1964 年—1972 年(柏書房)にも収録されているので、文書番号と日付でもって当該文書へのアクセスはできる。
- ³³ State 115271, “Okinawa Chemical Munitions Leak Incident (11 July 1969)”, “DEF 15 RYU IS – US, Central Foreign Policy Files, RG 59, Records of State Department, National Archives

(同ファイルを、以下、RG59 と略す)。

- ³⁴ State 119082, “Okinawa Chemical Munitions Incident (18 July 1969),” DEF 15-5 RYU IS – US, RG59.
- ³⁵ Tokyo 5941, “Okinawa Chemical Munitions Incident (19 July 1969),” DEF 15-5 RYU IS – US, RG59.
- ³⁶ State 120400, “Okinawa Chemical Incident (19 July 1969),” DEF 15-5 RYU IS – US, RG59.
- ³⁷ “Red Hat Incident (20 July 1969), ” DEF 15-5 RYU IS – US, RG59.
- ³⁸ 『屋良朝苗日記』(沖縄県立公文書館所蔵) DVD No. 25, p. 122, 1969年12月3日の記載から。
- ³⁹ State 104361 (30 June 1970), DEF 15 Ryu IS-US, RG59.
- ⁴⁰ State 122020 (29 July 1970), DEF 15 Ryu IS-US, RG59.
- ⁴¹ Memorandum for the Deputy Secretary of Defense, “Relocation of Chemical Munitions from Okinawa (Red Hat)” (16 June 1970), folder of CW & BR in Okinawa Document 34, Box 5, Melvin R Laird Paper, Gerald Ford Presidential Library.
- ⁴² 「毒ガス撤去に伴う対策について」(1970年12月7日)、「沖縄(準備委)」見出し『毒ガス撤去(第1次移送)(2)』[(2001-02719)、外務省記録(2013年10月30日公開)。
- ⁴³ 琉球政府毒ガス撤去対策本部「第1次毒ガス移送対策に関する総括」(1971年2月5日)、「移送対策総括(琉政)」見出し、『毒ガス撤去—第1次移送(4)』(2001-02721)、外務省記録(2013年10月30日公開)。
- ⁴⁴ 『屋良朝苗日記』DVD No. 67, p. 7、第11項目。
- ⁴⁵ 『屋良朝苗日記』DVD No. 27, pp. 58-63, 1971年1月6日、7日、8日、9日の記載から。
- ⁴⁶ 『屋良朝苗日記』DVD No. 67, pp. 11-13, 第15項目。
- ⁴⁷ 『屋良朝苗日記』同上、pp. 64-65, 1971年1月10日の記載から。
- ⁴⁸ HICOMRY 110810Z JAN 71 (11 Jan 71), Folder of RED HAT Operation, RG 319.
- ⁴⁹ 『屋良朝苗日記』同上、pp. 65-66, 1月10日の記載から。
- ⁵⁰ 『屋良朝苗日記』同上、p. 67, 1月12日の記載から。
- ⁵¹ LTG LAMPART HICOM OKINAWA 121113Z JAN 71 (12 Jan 71) “Red Hat – Assessment on Eve of 13 January Shipment”, Folder of RED HAT Operation, RG 319.
- ⁵² Ward to Lampart (19 January 1971), Folder of RED HAT Operation, RG 319.
- ⁵³ HICOM RYIS 210915Z JAN 71 (21 Jan 71), “Red Hat Shipments and Johnston Island Construction”, Folder of RED HAT Operation, RG 319.
- ⁵⁴ HICOM RYIS 120755Z FEB 71 (12 Feb 71), “Construction of Red Hat Route”, Folder of RED HAT Operation, RG 319.
- ⁵⁵ Message to HICOMRY, “Construction of Red Hat Route”(17 February 1971), Folder of RED HAT Operation, RG 319.
- ⁵⁶ DA to HICOMRY, “Construction of Red Hat Route”(20 February 1971), Folder of RED HAT Operation, RG 319.

- ⁵⁷ 『屋良朝苗日記』 DVD No. 68, p. 17、1971年2月7日。
- ⁵⁸ 『屋良朝苗日記』 同上、p. 39、1971年2月7日。
- ⁵⁹ 『屋良朝苗日記』 同上、p. 57、1971年2月18日。
- ⁶⁰ HICOMRY 270915Z FEB 71 (27 Feb 71), “Red Hat: HICOM meeting with CE Yara and Ambassador TAKASE, 26 FEB 71”, Folder of RED HAT Operation, RG 319.
- ⁶¹ Ibid.
- ⁶² 『屋良朝苗日記』 同上、P. 71、1971年2月26日。
- ⁶³ 「弁務官・主席との会談」(第328号、71年3月23日)「来往信電」見出し、『米国管理下の南西諸島状況雑件—沖縄関係—毒ガス問題—毒ガス撤去 第2次移送(1)』(A.3.0.0.7-1(208)) 外務省記録(2015年1月15日公開)
- ⁶⁴ HICOMRY APR 71 (7 Apr 71), “Red Hat: HICOM meeting with GOJ Ambassador TAKASE, 7 APR 71”, Folder of RED HAT Operation, RG 319.
- ⁶⁵ 「部内連絡」(71年4月22日)、「沖縄(準備委)」見出し、『米国管理下の南西諸島状況雑件—沖縄関係—毒ガス問題—毒ガス撤去 第2次移送(2)』(H0120-2001-02723)) 外務省記録(2014年7月14日公開)。HICOM 220955Z APR 71 (22 Apr 71), “Red Hat: GOJ Scenario for Funding of Alternate Route”, Folder of RED HAT Operation, RG 319.

追記

本稿は、「沖縄の施政権返還が与えた影響下の日米同盟に関する研究」(科学研究費基盤研究(C)、我部政明代表、2014年度—2016年度)での成果の一部である。